

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. ・再生容器の回収・洗浄・再利用を軸とした「循環物流モデル」の構築に向け、取引先企業との共同改善を進めています。
・製造・物流・保管の工程を分断せず、荷主企業・協力運送会社・処理業者と連携し、積載効率化、回収ルート最適化、トラック台数削減（CO₂削減）などの改善活動を協働で行っています。
・再生容器の普及に向けた情報交換や、新たな回収方式・保管方式の共同検討に積極的に取り組んでいます。
- b. ・社内で Slack を用いた受注・回収・運搬情報の即時共有を行い、運行管理の迅速化とミス削減を図っています。
・将来的に、生産管理や調達材料管理も含めたデータ一元化を目指し、取引先との安定供給に寄与する仕組みの構築を進めています。
・回収量・稼働率・運搬コストなどの数値を可視化し、取引先と共有できる体制を整えることで、適正価格協議に必要な根拠資料の精度向上を図ります。
・IT化による荷待ち時間・空車率の改善など、物流 2024 年問題に対応したデジタル活用の取り組みも推進しています。
- c. ・再生容器の処理、工場オペレーション、危険物対応、品質管理、物流計画など、専門性を要する業務について、外部専門家や団体と連携し、教育機会の確保を進めています。
・物流・製造分野の専門性を高めるため、現場作業員への安全教育、品質維持教育、事故防止研修を実施し、継続的にスキルアップを支援しています。
・将来的には再生容器技術や環境技術分野に関わる専門家とのマッチング機会を増やし、業界の発展と地域企業との協働を促進します。
- d. ・回収したドラム缶を洗浄・再生し再利用することで、鋼材使用量・CO₂排出量を大幅に削減する資源循環型モデルを構築しています。
・回収ルートを見直し、積載効率化・共同回収・空車削減などの改善活動によって、輸送時のエネルギー消費・CO₂排出量削減に取り組んでいます。
・工場の洗浄工程において、省エネ設備の導入・運転時間の最適化を進め、環境負荷軽減と生産効率向上の両立を図っています。

- ・環境配慮型容器の普及、グリーン調達に関する情報共有など、取引先とともに脱炭素に向けた取り組みを進めています。
- e. 製造・物流の現場において、事故防止勉強会・安全作業教育・心身の健康維持に関する研修を継続し、社員の健康と安全を最優先とした職場環境づくりを進めています。
 - ・時間外労働の適正化、作業負荷の平準化、シフト改善など、現場の負担を軽減する取り組みを進めています。
 - ・社員が「働き甲斐」を感じられる環境づくりのため、コミュニケーションを促す仕組みや改善提案制度の運用を継続し、現場力の向上と企業文化の醸成を図っています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・再生容器の回収・洗浄・再利用という循環サイクルを支える物流機能を強化し、環境負荷の低減と資源循環の促進に貢献します。
- ・製造・物流を切り離さず一体のプロセスとして捉え、取引先様と協働し、回収効率向上・無駄な輸送削減・CO₂削減に向けた取り組みを継続します。

(備考)

- 本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。